

## 第75回北海道消防大会協賛要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、第75回北海道消防大会（以下「消防大会」という。）の趣旨に賛同する企業や団体（以下「企業等」という。）が行う協賛について、必要な事項を定めるものとする。

### (協賛)

第2条 この要領における協賛とは、企業等が第75回北海道消防大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 金銭協賛 消防大会の準備及び運営等に要する金銭の提供
- (2) 物品協賛 消防大会の準備及び運営等に要する物品の提供

### (協賛の手続き)

第3条 協賛を行おうとする企業等は、第75回北海道消防大会協賛申込書（様式1。以下「申込書」という。）を第75回北海道消防大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）に提出するものとする。

- 2 実行委員長は、前項の申込書について、協賛の申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）が第7条各号のいずれにも該当しないことを確認したうえで受理し、申込者と協賛内容に関して調整するものとする。
- 3 実行委員長は、前項の調整を終え、協賛の内容が確定したときは、申込者に対して速やかに第75回北海道消防大会協賛申込受理書兼請求書（様式2。以下「請求書」という。）を送付するものとする。

### (金銭協賛)

第4条 実行委員長は、前条の申込者のうち、金銭協賛を行う企業等に対して、指示する期日までに、請求書による協賛金額を指定する口座に振り込むよう依頼するものとする。この場合において、振込みに要する費用は申込者の負担とし、領収書は金融機関が発行する振込金受領書等をもって代えるものとする。

### (物品協賛)

第5条 実行委員長は、第3条の申込者のうち、物品協賛を行う企業等に対して、指定する方法（期日を含む。）により、物品を納めるよう依頼するものとする。この場合において、納品等に要する費用は申込者の負担とし、物品の受領後速やかに第75回北海道消防大会協賛物品受領書（様式3）を発行するものとする。

(協賛の使途)

第6条 企業等から提供された金銭及び物品は、次に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 消防大会の会場設備等に要する経費
- (2) 消防大会参加者への配布物等に要する経費
- (3) その他消防大会の準備及び運営等に要する経費

(協賛の不受理等)

第7条 実行委員長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知するものとする。

- (1) 消防大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき、若しくは社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他実行委員長が不相当と認めたとき。

(協賛の特典)

第8条 実行委員長は、協賛を行う企業等（以下「協賛者」という。）に対して、別表に定める特典を提供するものとする。ただし、物品協賛を行う企業等に対しては、協賛内容を勘案したうえ、実行委員長が決定する。

(特典の審査等)

第9条 実行委員長は、協賛者の特典としての広告の掲載内容に関して審査を行い、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を行わないものとする。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条に規定する認定を受けた協定又は規約に違反しているもの。
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (6) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- (7) 政治性があるもの。
- (8) 宗教性があるもの。

- (9) 社会問題についての主義主張。
- (10) 個人又は法人の風刺広告。
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (12) 内容又は責任の所在が不明確なもの。
- (13) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。
- (14) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。
- (15) 消防大会の目的又は目標に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (16) 消防大会の開催を害するもの又はそのおそれがあるもの。
- (17) その他実行委員長が不適切と認めるもの。

#### (特典提供の停止)

第10条 実行委員長は、協賛者が次のいずれかに該当する場合は、特典の提供を停止することができる。

- (1) 協賛者の協賛内容について、不正の事実を発見したとき。
- (2) 協賛者の故意または過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) 協賛者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 協賛者が第7条各号いずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他実行委員長が特典の提供を停止する必要があると認められるとき。

#### (協賛金の還付)

第11条 実行委員長は、前条の規定により特典の提供を停止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。

- 2 自然災害等の発生により消防大会を中止するなど、実行委員会の責めに帰さない事由により特典の提供を中止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。ただし、中止時期等の状況により、実行委員長が検討の必要があると認める場合は、協賛者と実行委員会が個別に協議して決定するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月24日から施行し、大会実行委員会の事務終了をもって効力を失う。

別表

特典の種類	協賛金額（税込）
大会プログラム企業広告	10,000 円～

※ 大会プログラム企業広告の1企業等あたりの掲載スペースは、申込状況や各企業等からの協賛金額を勘案し決定する。

※ 申込状況により特典の種類を追加することがある。

## 第 7 5 回北海道消防大会 協賛申込書【企業・団体用】

申込日 令和 年 月 日

■第 7 5 回北海道消防大会協賛要領を確認・承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

貴社名	
協賛（プログラム等掲載）名	
協賛名フリガナ	
所在地	〒 ー
電話番号	
FAX 番号	
ご担当者様所属部署・氏名	
メールアドレス	

## 【金銭協賛】

特典の種類	ご協賛金額（税込）
大会プログラム企業広告	10,000 円～

※ 1 企業等あたりの掲載スペースは、申込状況や各企業等からの協賛金額を勘案し、決定します。

ご協賛金額：¥  

---

## 【物品協賛】物品の提供をお申し込みの場合は、下記項目をご記入願います。

提供物品	
提供数	

※ 物品協賛の特典については、協賛内容によって調整させていただきます。

## 第75回北海道消防大会 協賛申込受理書 兼 請求書

令和 年 月 日

(申込者氏名) 様

第75回北海道消防大会実行委員会  
実行委員長 有賀 克幸

この度は、第75回北海道消防大会にご協賛いただき厚くお礼申し上げます。  
協賛申込書を受理いたしましたので、協賛金について下記のとおりご請求いたします。  
つきましては、内容をご確認のうえ、令和 年 月 日 ( ) までにお支払いいただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 協賛内容

特典の種類	協賛金額 (税込)

## 2 協賛金額 (税込)

¥ \_\_\_\_\_ 円

## 3 振込先

金融機関名・支店名	
預金種目・口座番号	
口座名義	

## 第75回北海道消防大会 協賛物品受領書

令和 年 月 日

(申込者氏名) 様

第75回北海道消防大会実行委員会  
実行委員長 有賀 克幸

この度は、第75回北海道消防大会にご協賛いただき厚くお礼申し上げます。  
下記のとおり受領いたしました。

### 記

- 1 受領日
- 2 受領場所
- 3 受領物品及び数量